



健全な行財政による確かなまちづくり

第1節	男女共同参画社会の実現のために	146
第2節	相談体制の充実	148
第3節	行政情報の共有化のために	150
第4節	情報技術を通して快適に暮らせるために	154
第5節	広域行政の推進のために	156
第6節	簡素で効率的な行政体制の整備のために	158
第7節	健全な財政運営のために	160



第 1 節

男女共同参画社会の 実現のために



現状と課題

- 平成 11 年 6 月に男女共同参画社会基本法が施行され、男女がそれぞれの能力や個性を十分活かし、仕事、地域、家庭などの分野において、お互いに理解しあい、生き生きと充実した生活ができる共同社会の実現に向け、さまざまな取り組みが進められています。
- このような中、意識や慣習、慣行、社会制度の中にある「男だから、女だから」と性別によって画一的に分類してしまう固定観念「ジェンダー」をとりはらうことが求められています。
- そこで、今後とも社会教育の場などあらゆる機会を通じて、平等な社会参画についてさらに理解を深めるとともに、家庭、地域、職場などにおける習慣や制度を見直していくための広報・啓発活動を推進する必要があります。
- また、生活に対する価値観の多様化など、それぞれの個性や能力に応じて生活様式が変化してきている中で、女性に関する問題の情報提供や相談窓口としての機能を充実させていくことが求められています。

施策の目標

- 男女平等に関する意識の高揚を図り、女性の社会活動への参画を促進し、男女共同参画社会^{※1}の実現に向けた施策を進めます。



男女共同
参画社会
の実現

- 1. 意識づくりの推進
- 2. 社会参加の促進

主要施策

男女共同参画社会の実現

1. 意識づくりの推進

- 広報活動を通じ、男女平等意識の啓発を図ります。
- 家庭、学校、社会において、男女平等教育を進め、男女平等意識の醸成に努めます。

2. 社会参加の促進

- 行政の委員などへの登用を行うなど、政策づくりの場への女性の参画促進を図ります。

- 地域活動や団体などの活動への参加を促進し、自己能力の開発や生きがいをもてる活動となるように推進します。また地域活動での女性リーダーの養成に努めます。
- 女性団体の自主活動の活性化や団体相互の交流を図ります。
- 少子化や共働き世帯の増大に対応する子育て支援のため、保育内容の充実や育児休業制度の普及を働きかけます。また女性の職域拡大や就労機会の確保を図るため、就業能力開発のための学習の場の提供に努めます。



用語解説

※1 **男女共同参画社会** 男女が対等な立場であらゆる分野に参画し、ともに家庭責任・社会責任を担い、また均等に利益を受け、個性豊かに充実した人生を送れる社会。



第2節

相談体制の充実



現状と課題

- 社会が複雑化する中で、身近な問題や悩みごとが増加しています。その一方で核家族化や地域との希薄化などによって、身のまわりで相談できる人が少なくなり、虐待やひきこもりなど、従来にはない、また家庭だけでは十分な対応が難しい問題も増加していることから、相談先を行政に求めるニーズがさらに高くなっています。
- 現在、本町では法律相談を始め、各種相談窓口を備えていますが、複雑・専門化に対

応した専門性の高い相談員の確保や相談分野の拡大など積極的な取り組みが求められます。また、関係する組織・機関の連携を強化し、問題を小さなうちに未然に防ぐことが重要となります。

- こうした相談を行う際には、個人のプライバシーが保護され、安心して相談できることが求められます。そのため、相談場所や問い合わせ先など住民に配慮した相談のあり方を検討する必要があります。

◆相談事業一覧表

平成17年4月1日現在

相談項目	実施回数	相談場所	相談担当部課名
行政相談	毎月1回	福祉サービスセンター	総務部総務課
法律相談	毎月1回	役場会議室	福祉部住民児童課
建築無料相談	毎月2回	役場会議室	建設部都市計画課
心配ごとお気軽相談	毎週1回	福祉サービスセンター	福祉部福祉介護課
教育相談 小中学生等の生活などの悩み	毎週4回	中央公民館	教育委員会学校教育課
身障者・知的障害者相談	毎月2回	つどいの家相談室	福祉部福祉介護課
女性相談	毎月1回	福祉サービスセンター	福祉部福祉介護課
母子家庭相談	随時	役場福祉部福祉介護課内	福祉部福祉介護課
子育て相談	随時	子育て支援センター	福祉部住民児童課
こどもの相談	毎月1回	福祉サービスセンター	福祉部福祉介護課

施策の目標

- 住民が直面している種々の困難や悩みごとの解決のため、相談業務の充実に努め、住民が安心して生活できるよう支援します。

相談体制
の充実

- 1. 相談体制の充実
- 2. 各種機関との連携強化
- 3. 相談者への配慮

主要施策

相談体制の充実

1. 相談体制の充実

■ 複雑かつ多様化するさまざまな相談に対処するため、弁護士を始め、各種の専門知識や経験を有する相談員を配置し、相談体制の充実を図ります。

2. 各種機関との連携強化

■ 国、県などの関係機関との連携を密にし、各種相談に関する相談機関の情報提供に努めます。

3. 相談者への配慮

■ 住民が気軽に相談できるよう、電話相談や各種相談窓口周辺の環境に配慮します。



6

行健全
財政な



第3節

行政情報の 共有化のために



現状と課題

- 最小の経費で最大の効果を上げるという基本原則に基づき、計画的な行政運営を推進していくことが求められています。
- 本町では、第4次に引き続き積極的かつ長期的展望にたった施策実現を図るため、平成27年度（2015年度）を目標とした第5次総合計画の基本計画を策定しました。そして毎年度ローリングシステムによる3か年の実施計画を策定し、これを予算編成の指針としています。
- 最大の効果を上げる計画行政を実現していくためには、ただ単に計画を策定するだけでは遂行できるものではありません。
- 計画の遂行には、計画に対応する実施、進行の管理および結果に対する評価の把握に努める必要があります。さらに、住民の要望や社会情勢の変化に常に対応した内容の充実にも努めていかなければなりません。また計画の内容、結果については広く住民に公表するとともに、住民の考え方、評価を取り入れ、それを分析し、的確な行政運営に努める必要があります。
- そのためにも住民の意思が、行政に十分反映されるよう、あらゆる機会を通じて行政への住民参加の道を開いていくことが重要となっています。
- 本町では、住民の「知る権利」を具体的権利として保障するため、平成12年から情報公開条例を施行しました。
- 情報化社会の進展にともない、行政にかかわる情報もますます多様化、高度化してきています。そうした中で、住民の理解と協力を得たまちづくりを進めていくためには、親しみやすく効率的な広報・広聴活動を実施してその意向を的確に把握し、また必要な情報は積極的に提供していく必要があります。
- 本町では、広報こうたを始め、行政無線、CATV文字放送放映、広報板などによる広報活動と、町政モニター、声のポスト、住民意識調査などによる広聴活動を積極的に行っています。さらに広聴活動の一つとしてパブリック・コメント制度^{※1}の活用を積極的取り入れていく必要があります。
- こうした取組みに加え、さらに情報公開^{※2}を推進していくために、行政情報の収集管理体制の充実、さらには情報機器による円滑な情報検索の実施などが課題となっています。
- また、個人情報の取り扱いについては、個人情報保護条例に基づき、情報の収集、保管及び利用について確実なセキュリティ体制を構築するとともに、広く住民に個人情報保護制度^{※3}を啓発する必要があります。

施策の体系

計画行政
の推進

- 1. 計画に基づく行政運営の推進
- 2. 住民参加の推進
- 3. 広報活動の充実

情報公開
の推進

- 1. 情報公開制度の適正な運用
- 2. 情報収集管理システムの確立
- 3. 個人情報保護制度の推進

◆情報公開件数

各年度中

相談項目		平成 13 年度	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度
請求件数		8	6	13	3
開示	全部開示	7	5	8	1
	一部開示	1	1	2	2
非開示		0	0	3	0

資料：企画情報課





施策の目標

- 限りある財源をより有効かつ効率的に活用し、長期的展望にたつて行政施策の展開を推進します。
- 開かれたわかりやすい行政を実現するために、行政情報の公開を進めます。また、個人情報についてはセキュリティ体制を強化し、個人の人格的利益の擁護に努めます。

主要施策

計画行政の推進

1. 計画に基づく行政運営の推進

- 総合計画の内容の普及を図り実効性を高めるため、実施計画の充実を図るとともに、進捗状況を的確に把握する進行管理に努めます。
- 実施した施策がどの程度有効であったかを調査分析し、次期の総合計画に反映できるよう行政効率の把握に努めます。

2. 住民参加の推進

- まちづくりに向けての懇談会・シンポジウム、住民意識調査などの定期的な開催および実施に努めます。
- 総合計画に打ち出された施策を具体的に実施するため、住民、民間、行政が一緒になって考える住民参加型まちづくり組織の設立・育成を図るなど、多様な協働システムの確立に努めます。

3. 広報活動の充実

- 住民がより多くの機会を通じて行政情報の提供が受けられるよう、広報紙、ビデオ広報、ホームページなど幅広い広報媒体機能の充実に努めます。

情報公開の推進

1. 情報公開制度の適正な運用

- 住民の「知る権利」を具体的な権利として保障するため、情報公開制度の適正な運用を図ります。

2. 情報収集管理システムの確立

- 広報媒体の充実や拡大を図るため、情報メディアの活用や、統計資料を始めとした行政資料収集・整理・保管・検索といった情報収集管理のシステム化を進めます。

3. 個人情報保護制度の推進

- 町の機関が保有する個人情報の適正な運用を図り、個人の人格的利益の擁護に努めます。
- 自己情報の閲覧、訂正、削除および使用の中止を求める権利の保障について啓発に努めます。

用語解説

※1 **パブリック・コメント制度**▶行政などが規制の設定や改廃をするとき、原案を公表し、住民の意見を求め、それを考慮して決定する制度。

※2 **情報公開制度**▶「知る権利」を保障し、多くの方に町政の内容や住民の活動に必要な情報を公開し、町が「説明責任」を果たすことによって町政への参加を推進し、公正で開かれた町政の発展に役立てていこうとするもの。

※3 **個人情報保護制度**▶町の機関が保有する個人情報を適正に取り扱い、個人情報に記録された本人の閲覧請求等の権利を保障し、もって、個人の人格的利益の擁護・公正で民主的な町政の発展に資することを目的とする。





第4節

情報技術を通して
快適に暮らせるために

現状と課題

- 近年のICT（情報通信技術）の急速な発展により、我が国は高度情報化社会へと変革しています。パソコンや携帯電話が急速な普及をみせるとともに、インターネットの利用者も急増している状況にあり、大容量高速通信（ブロードバンド）時代の本格的な到来も迎えています。
- これらの技術の発展、製品・サービスの普及は住民の生活様式の多様化や利便性の向上、経済活動の効率化などをさらに促進するものと期待されています。
- 行政においても、電子自治体構築の名のもとにさまざまな情報を活用して、保健医療、福祉、防災、教育文化などの分野での質の高い行政サービスの提供および都市活動にともなう各種情報の提供などが求められています。
- そのため、新しい情報技術の導入について、広域的な連携のもとに研究し、高度情報化時代にふさわしい双方向性の要素にも対応しうる地域情報システムの形成を長期的な視野にたって図っていくことが必要です。

施策の目標

- 高度情報化社会にふさわしい質の高い行政サービスを提供するため、情報基盤の整備を推進し利用の拡大を図り、広域的な連携のもとに新しい時代の地域情報システムの形成を図ります。



高度情報化
社会への
対応

- 1. 行政情報システムの確立
- 2. 情報化社会への環境づくり

主要施策

高度情報化社会への対応

1. 行政情報システムの確立

- 多種多様な情報をオンライン・データベース化することによって、有効的、多角的利用を推進します。
- CATV※¹や光通信※²、IP電話※³など新IT技術の導入により、公共施設間の情報ネットワークの確立をし、その利用を推進します。
- 文書の收受・作成・決定の一連の流れを整理するとともに、台帳・カード類のデータベース化及びペーパーレス化、保管スペース

スの軽減を図ります

2. 情報化社会への環境づくり

- 電子申請、電子届出※⁴システム等の活用により、より住民サービスの向上、行政事務の効率化、簡素化に努めます。
- 住民が情報に関し何を求めているかのニーズの把握を行い、積極的に情報提供できるシステムづくりに努めます。



用語解説

- ※1 CATV▶アンテナを用いずに、映像を光ファイバー・ケーブルなどを用いて伝送する有線のテレビ。双方向通信が可能。回線は、電話・インターネットにも用いられる。
- ※2 光通信▶信号を電気信号に変えて伝送する電気通信に対し、信号を光に変えて伝送する通信方法。
- ※3 IP電話▶インターネットを利用した電話。
- ※4 電子申請・電子届出▶パソコンにより作成した申請書などを電子データのままで自宅や職場から原則として24時間申請できる。



第5節

広域行政の 推進のために



現状と課題

- 昭和47年7月、本町と岡崎市、額田町との1市2町で構成する「岡崎額田地区広域市町村圏協議会」を設置し、この地域の一体的な振興整備を図るため、平成13年3月「第4次岡崎額田地区広域市町村圏計画」を策定しました。この計画は21世紀を迎えた地方分権推進の大きな流れの中で、「三河を拓くトライネット圏域」を将来像とし、関係市町の一層の連携を深めようとするものです。
- 人、物の交流がますます盛んになり、地域相互の連帯・共生を大切にする地域づくりが望まれています。自治体単独では解決できない問題、近隣自治体では解決できない問題や近隣自治体と協力したほうが効率的、効果的にできる事業が増加しています。これらに対応すべく本圏域の一層の発展を図るとともに、他の広域圏との交流も始めていく必要があります。
- また本町においては、し尿処理、斎場などで広域市町村圏を越えた広域処理システム

が確立されています。今後もこれらの業務の円滑な運営に努めるとともに、新たな広域的行政課題に対しては、関係市町村の間で十分な理解と連携のもとに機能分担を明確にしなが、事業の運営に努める必要があります。

- 圏域の周辺部には、第2東名・名神高速道路、名古屋三河道路、名浜道路など数多くの大型プロジェクトが事業化または計画・構想されています。今後こうした状況をふまえ新たな施策の展開が求められています。
- 平成11年7月に市町村合併特例法（市町村の合併の特例に関する法律）が改正され、全国自治体が抱える厳しい地方財政の合理化および構造改革を目的に、全国各地で市町村合併が進められました。
- 本町においては、今後とも、合併に関する調査・研究を進めながら、住民へ合併に関する情報提供を積極的に行うとともに、住民の意識を的確に把握し、判断していく必要があります

施策の目標

- 岡崎額田地区広域圏域及び近隣市町等との広域行政の推進、一部事務組合^{*1}による効率的な行政運営および関係自治体間の相互協力を一層密にし広域的連携の強化を図ります。

広域行政の
充実

1. 広域行政圏の発展
2. 広域事務処理体制の充実
3. 広域的事業の推進
4. 市町村合併に関する調査、研究

主要施策

広域行政の充実

1. 広域行政圏の発展

- 岡崎額田地区広域市町村圏の整備については、機能分担と有機的連携を図りながら積極的に推進します。
- 第二東名・名神高速道路など大型プロジェクトに対応するため、国・県レベルの大型プロジェクトの動向を見極めながら、他の圏域との情報交換や交流に努め、広域行政の総合的な発展を図ります。

2. 広域事務処理体制の充実

- 現在行われている広域処理業務については、今後も引き続き推進するとともに、一部事務組合の充実を図ります。

3. 広域的事業の推進

- 広域的取り組みが必要な防災、水資源、環境、福祉、情報、国際交流などについては関係市町村と広域的協調を図りつつ、事業の一層の推進を図ります。
- 高規格道路へのアクセスなど広域的な行政課題に適切に対処するため、期成同盟会の充実など共通の目的をもつ近隣市町と連携強化を図り、広域的事業の推進に努めます。

4. 市町村合併に関する調査、研究

- 今後の地方分権の動向を見極めながら、周辺市町との合併に関する調査、研究を行います。



用語解説

※1 一部事務組合▶ 2つ以上の地方公共団体が、その事務の一部を共同処理するために設ける特別地方公共団体。



第6節

簡素で効率的な行政体制の整備のために



現状と課題

- 地方分権の推進が時代の大きな流れとなっている今日、改めてその職務を自覚し、社会の変化に対応できる簡素で効率的な行政の確立に向けて、自主的に改革を図っていくことが要請されています。
- 本町においては、行財政改革を重要課題として社会経済情勢の変化に対応しつつ、7次にわたる行政改革大綱を定め、その推進に努めています。
- 行政組織は、時代の要請に対応した見直しを行ってきましたが、今後も新たに生じる行政課題に弾力的に対応するため、適宜組織の見直しを行う必要があります。
- 事務事業の改善合理化については、平成14年度から行政評価として事務事業評価の取り組み、行財政事務改善委員会の設置、行政評価事務の推進や職員一係一改善運動を行うとともに、住民情報や財務会計のオン

ラインシステムなどを稼働させ、事務の効率化と住民のサービスの向上に努めてきました。今後も最小の経費で最大の効果を上げることを基本として、引き続き職員の創意工夫による簡素化、合理化を図ることとともに、事務効率化のメリットを生かした情報通信技術の導入促進などにより、電子自治体に向けた新しい行政サービスを迫する必要があります。また事業内容、経費、効果等を十分考慮しながら、民間委託、PFI等の推進についても検討を進める必要があります。

- 人事管理については、職員の計画的な採用を行い人材の確保に努めるとともに、職員研修や自主研修などを活用した職員の資質向上、職員の能力を最大限発揮できるよう勤務条件や福利厚生などの職場環境の整備を図る必要があります。

◆町職員数

各年4月1日

年次	総職員数 (人)	内訳(人)						
		普通会計					企業会計	その他会計
		合計	一般行政		消防	教育		
うち保育所	消防		教育					
平成13年	328	293	217	75	44	32	9	26
平成14年	330	295	219	75	44	32	9	26
平成15年	326	294	218	73	44	32	9	23
平成16年	324	293	217	70	45	31	9	22
平成17年	322	289	214	66	46	29	10	23

資料：総務課

施策の体系



施策の目標

- 住民へのより良い行政サービスの提供をめざし、合理的かつ能率的な組織づくりに努めるほか、事務事業の積極的な見直しを図ります。

主要施策

行政の合理化

1 経営改革

- 行政評価や企業会計手法の活用により、不要不急な事業の有無を見極め、事業の取捨選択をします。
- 健全で力強い町政の実現のため、事業の一律的な選択ではなく、真に必要な施策への重点配分を図ります。
- 民間が事業を行うことで効率性が発揮される分野については、民間委託、PFI等の導入を図り、官民の責任・役割を明確にし、効率的な事業推進、サービス提供を図ります。
- 職員定員管理計画に基づき職員数の適切な配置に努めます。

2 電子改革

- ICT推進に一層の力をそそぎ、町民に開かれた行政やサービスの質的向上を約束する「電子的自治体」をめざします。

3 環境防災改革

- 行政と町民がお互いを理解しあい、成熟した関係をつくりあげるために、町民の積極的な参画を求めるネットワークの構築と充実化を進めます。
- 町民と職員との協働により、町民の参加意識、連携意識の高揚を図り、町民と行政が良きパートナーとして相互に協力してまちづくりを推進します。
- 不足の事態に対応できる行動指針等の体制整備をさらに図ります。

4 公務員サービス改革

- 顧客意識の徹底によるCS※1向上により信頼される行政を目指します。

用語解説

※1 CS ≫ Consumer Satisfaction 顧客満足。



第7節

健全な財政運営
のために

現状と課題

- 増大する財政需要に対応する計画的な財政運営は、健全財政の推進にとって重要な役割を持っています。
- 本町の財政状況は、堅調な町税の伸びに支えられ、今日まで比較的健全な財政運営を維持し、順調に推移してきました。しかし、バブル経済の崩壊などによる景気低迷の長期化に伴う税収の伸び悩みや生活基盤整備、高齢化対策、大型プロジェクト事業に伴う将来債務の拡大、また、地方分権を促す国

の「三位一体改革^{*1}」の推進には、自立した自治体としてしっかりと受け止め、適正に対応していかなければなりません。

- 地方分権や少子高齢化の進展などめまぐるしく変化する不透明な社会情勢の中で、財政状況を公開することにより住民と情報を共同化し、住民が安全で安心を実感できる生活を築くために、計画的で効率的な健全財政の確保に努める必要があります。

◆ 普通会計決算および財政指標等の状況

各年度末現在

区 分	単 位	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度
歳入総額	百万円	15,040	11,206	11,064	11,803	12,237
歳出総額	百万円	14,423	10,585	10,713	11,203	11,444
実質収支	百万円	608	609	352	600	793
単年度収支	百万円	△ 12	2	△ 257	248	193
実質収支比率	%	7.7	7.2	4.0	7.3	8.8
自主財源比率	%	70.6	82.3	82.5	76.0	80.3
財政力指数	3年平均	1.11	1.12	1.17	1.24	1.32
公債費比率	%	15.8	14.5	13.5	15.7	16.4
義務的経費率	%	32.3	44.3	42.9	43.3	44.4
経常収支比率	%	76.2	74.5	77.9	77.6	77.1
標準財政規模	百万円	7,891	8,502	8,796	8,168	8,994
地方債現在高	百万円	14,986	13,994	13,111	12,558	11,404
積立金現在高	百万円	2,433	2,814	3,026	2,989	3,157
財政調整基金	百万円	953	1,121	1,121	1,122	1,138
その他目的基金	百万円	1,479	1,693	1,905	1,867	2,019

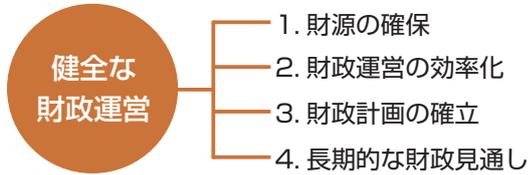
資料：財政課

施策の目標

- 地方分権の時代にふさわしい簡素で効率的な行財政システムを確立するため、行政と住民の役割分担の明確化、重点化を進めます。
- 必要な施策についてはその効果を発揮でき

るシステムづくりに努めます。

- 歳入では地域経済の活性化を図り、自主財源の確保に努めるなど、持続可能な財政運営への基盤づくりを進めます。



主要施策

健全な財政運営

1. 財源の確保

- 町税については、課税客体^{※2}、課税標準^{※3}等の的確な把握、着実な滞納整理を図り徴収の確保に努めます。
- 受益者負担の公平を確保する見地から、社会経済情勢の動向および行政サービスの実態に応じた、使用料、手数料、負担金などの適正化を図ります。
- 新たな財源確保のため、産業の振興や誘導に努めます。
- 地方債制度の運用にあたっては、当面する政策課題に重点的・効率的に対応しうよう将来に渡る地方債の発行計画および償還計画による適正な地方債管理に努めていきます。

2. 財政運営の効率化

- 経常的経費^{※4}については、行政と住民の役

割の明確化を推進するとともに、人員の適正管理、外部委託の導入など、経費の節減合理化に努めていきます。

- 投資的経費^{※5}については、町民ニーズを的確に把握するとともに、事業の重要度、効果などを明確にし、限られた財源で計画的な実施を図っていきます。

3. 財政計画の確立

- 経済情勢の変化や行政需要の多様化の的確な把握による中長期見通しをもとに、重点的かつ選択的な財政計画の樹立に努めていきます。
- 各種事業の実施計画と財政計画との整合性を図り、計画的な執行に努めます。

4. 長期的な財政見通し

- 地方分権の推進にともない、地方の行財政制度のあり方も大幅な改革が予想されますが、国の行財政制度改革の情勢に適応した機動的な計画によって対応していきます。

用語解説

※1 三位一体改革：地方の実情に応じた事業が自主的・自立的にできるように、地方歳出への国の関与を廃止・縮減し、地方の権限と責任を大幅に拡大するという地方分権を推進する観点から、国庫支出金の廃止・縮減、国から地方への税源移譲、地方交付税の見直しの3つを一体的に行うもの。

※2 課税客体：租税賦課の目標となる物件、行為、事業等をいう。固定資産税を例にとると固定資産税の課税客体は土地、家屋及び償却資産をいう。

※3 課税標準：課税客体の数量、価格などをいう。

※4 経常的経費：毎年度経常的に支出される経費。

※5 投資的経費：その支出の効果が資本形成に向けられ、施設等がストックして将来に残るものに支出される経費。